

富士市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に基づき介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第3号に規定する市町村が定める額（以下「第1号事業支給費」という。）及び同号に規定する市町村が定める割合（以下「第1号支給費割合」という。）を定めるものとする。

(第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額)

第2条 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第1に定める単位数に第4条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて得た額とする。

(第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額)

第3条 第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第2に定める単位数に次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて得た額とする。

(1単位の単価)

第4条 前2条に定めるサービス区分の1単位の単価は、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 訪問型サービスA（健康づくりヘルパー） 10.21円
- (2) 介護予防ケアマネジメントA 10.21円
- (3) 介護予防ケアマネジメントB 10.21円
- (4) 介護予防ケアマネジメントC 10.21円

(端数処理)

第5条 費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

(第1号事業費支給割合)

第6条 居宅要支援被保険者等（次項及び第3項に規定する者を除く。）が第1号事業を利用した場合の第1号事業費支給割合は、それぞれ次に掲げる割合とする。

- (1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90
- (2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 居宅要支援被保険者等（次項に規定する者を除く。）であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が、政令第29条の2第2項又は第3項に規定する額以上である者にあつては、前項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 居宅要支援被保険者等であって、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が、政令第29条の2第5項又は第6項に規定する額以上である者にあつては、第1項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(第1号事業費等の支給の制限)

第7条 富士市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月30日告示第48号）第8条第1項の支給制限を行う場合にあつては、前条第1項第1号の規定の適用について、次の各号に掲げる居宅要支援被保険者等の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 前条第1項及び第2項に該当する居宅要支援被保険者等 100分の70

(2) 前条第3項に該当する居宅要介護被保険者等 100分の60

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

第1号訪問事業及び第1号通所事業支給費単位表

1 訪問型サービスA事業費（1月につき）

(1) 健康づくりヘルパー事業費

週 1 回 823単位

週 2 回 1,644単位

週 3 回 2,609単位

注 1 利用者に対して、指定事業所の訪問介護員等が別に定める基準に規定する健康づくりヘルパーサービスを行った場合に算定する。

注 2 生活援助及び自立生活支援のための見守りの援助とし、1回45分程度とする。

別表第 2 (第 3 条関係)

第 1 号介護予防支援事業支給費単位表

1 介護予防ケアマネジメント A (原則的なケアマネジメント)

(1) 介護予防ケアマネジメント A 費 (1 月につき) 442単位

注 介護予防ケアマネジメント A 費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメント A 支援を行い、かつ、月の末日において別に定める基準の規定に基づき所定の文書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。

(2) 初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント A 事業所において、新規に介護予防ケアマネジメント A 計画を作成する利用者に対し、介護予防ケアマネジメント A 支援を行った場合については、初回加算として、1 月につき所定単位数を加算する。

(3) 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所 (指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 38 号) 第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。) に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。

2 介護予防ケアマネジメント B (簡略化したケアマネジメント)

(1) 介護予防ケアマネジメント B 309単位

注 介護予防ケアマネジメント B 費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメント B 支援を行

い、かつ、月の末日において別に定める基準の規定に基づき所定の文書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。

(2) 初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメントB事業所において、新規に介護予防ケアマネジメントB計画を作成する利用者に対し、介護予防ケアマネジメントB支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

3 介護予防ケアマネジメントC（初回のみケアマネジメント）

(1) 介護予防ケアマネジメントC費（1回につき） 265単位

注 介護予防ケアマネジメントC費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントC支援を行い、かつ、月の末日において別に定める基準の規定に基づき所定の文書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。

(2) 初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメントC事業所において、新規に介護予防ケアマネジメントC計画を作成する利用者に対し、介護予防ケアマネジメントC支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。